医療法に
基づく義務です
（無床診療所を除く）

令和８年度 外来機能報告 報告マニュアル

目　次

１．報告までの流れ 1

２．外来機能報告制度について 2

２－１．外来機能報告制度の概要 2

２－２．報告対象となる医療機関の範囲 5

３．報告の流れ 6

３－１．報告様式の種類 6

３－２．報告における留意点 7

３－３．報告期限 8

３－４．報告結果の公開 8

４．報告項目の概要 9

４－１．報告様式１における報告項目の概要 9

４－２．報告様式２における報告項目の概要 10

５．具体的な報告手順 12

５－１．報告様式等の入手 12

５－２．報告様式の記入・不備の確認 13

５－３．報告様式の提出 14

６．問い合わせ窓口 15

令和８年 10 月

厚生労働省

１．報告までの流れ

外来機能報告に関する作業の概要

1. 報告方法

・ 原則としてG-MIS上のWEBフォームを用いて報告をお願いいたします。なおインターネット環境が整っていない等の事情によりWEBフォームを用いた報告が困難な場合については、紙媒体での報告も可能です。

・ 深夜２:00～５:00はシステムのメンテナンスが行われるため、医療機関機能・病床機能・外来機能報告のG-MIS上での入力をお控えください。システムメンテナンス中に医療機関機能・病床機能・外来機能報告を入力されると入力内容が正常に反映されない可能性があります。

2. 報告様式と報告期限の全体像

※報告様式１と報告様式２でそれぞれ報告期間が異なります。ご注意ください。

報告様式	報告様式１、報告様式２
報告期間 （提出期限）	報告様式１：**令和８年10月19日～12月11日** 報告様式２：**令和８年11月２日（予定）～12月11日** ※　提出された報告内容において疑義が確認された場合、都道府県及び厚生労働省「令和８年度　医療機関・病床・外来機能報告」事務局（以下「制度運営事務局」という。）から問い合わせや修正依頼を行うことがあります。なお、本報告に関する事務作業の効率化を図るため、厚生労働省は制度運営事務局業務などの一部を株式会社三菱総合研究所に委託しています。

3. 作業フローの全体像

STEP１　～本日よりご対応いただきたいこと～

・ 下記のA、Bのいずれかに該当するかどうかを確認してください。

A：報告対象医療機関に該当しない場合（注１）
B：インターネット環境が整っていない等の事情によりG-MIS上のWEBフォームからの報告ができず、紙媒体での報告を希望する場合

・ 該当する場合は、それぞれ以下のご対応をお願いします。

Aに該当：11月20日までに下記①あるいは②のいずれかを行ってください。
①G-MISサイト上で申請してください。詳細は「６．問い合わせ窓口」をご覧ください。
②G-MISサイトを使用できない場合は問い合わせ窓口（制度運営事務局）までご連絡ください。

Bに該当：「令和８年度医療機関機能・病床機能・外来機能報告 紙媒体入手希望申請書」をご提出ください。（注２）

（注１）報告対象医療機関の定義については、「２－２．報告対象となる医療機関の範囲」をご参照ください。
（注２）紙媒体資料の発送までに５～10営業日程度を要する場合があるため紙媒体入手希望申請は11月９日までに行ってください。また、申請の時期に関わらず報告様式２は11月中旬以降の発送となります。記入方法等については「紙媒体入手希望申請書 記入要領」をご参照ください。

STEP２　～10月19日よりご対応いただきたいこと～

※ 詳細は「３．報告の流れ」、「５－２．報告様式の記入・不備の確認」をご確認ください。

・ 10月19日に、報告様式１の報告の受付を開始、G-MISのWEBフォームを開設します。G-MISにアクセスし入力作業を開始してください。

・ インターネット環境が整っていない場合を除き、業務効率化等の観点から可能な限り、G-MIS上のWEBフォームを用いて入力・報告をお願いします。
・ 報告の際には、別冊『確認・記入要領』を参照してください。

STEP３ ～11月２日（予定）よりご対応いただきたいこと～

※ 詳細は「３．報告の流れ」、「５－２．報告様式の記入・不備の確認」をご確認ください。

・ 11月２日に、報告様式２の報告の受付を開始する予定です。報告様式１と同様に可能な限りG-MIS上のWEBフォームを用いて報告をお願いします。

STEP４ ～12月11日までにご対応いただきたいこと～

※ 詳細は「５－３．報告様式の提出」をご確認ください。

・ 報告様式１・２共に12月11日までに必須項目の入力を完了し、提出をお願いします。
・ 提出された報告内容において疑義が確認された場合、都道府県及び制度運営事務局から問い合わせや修正依頼を行うことがあります。

２．外来機能報告制度について

２－１．外来機能報告制度の概要

外来機能報告制度は、令和３年５月に成立・公布された「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第 49 号）により、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）が改正され、地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めることを目的として創設されました。

具体的には、対象となる医療機関が都道府県に対して、外来医療の実施状況を報告（外来機能報告）し、当該報告を踏まえて、「協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行います。協議の中では、「紹介受診重点外来」を地域で基幹的に担う医療機関として、紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化することとしています。

さらに、都道府県では、医療機関の意向と協議の場での結論が最終的に一致したものに限り、協議が整ったものとして、協議結果を取りまとめて公表します。地域における医療機関の外来機能の明確化及び患者の流れの円滑化を図ることにより、外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減等に寄与することが見込まれています。

【紹介受診重点医療機関について】

紹介受診重点医療機関とは、医療法に基づき令和４年度から行っている外来機能報告等を踏まえ、協議の場において協議を行い、その協議を踏まえ、紹介受診重点外来を地域で基幹的に担う医療機関として都道府県が公表した医療機関です。

紹介受診重点医療機関の協議については、外来機能報告から整理された、医療機関ごとの紹介受診重点医療機関となる意向の有無、紹介受診重点外来に関する基準の適合状況、外来医療の実施状況、紹介・逆紹介の状況等を踏まえて議論することとしています。そのため、紹介受診重点外来に関する基準を満たすことのみを以て紹介受診重点医療機関として公表されることはありません。

※ 200 床未満の病院や有床診療所、無床診療所であっても、基準を満たせば紹介受診重点医療機関になることは可能です。

※ 地域医療支援病院や特定機能病院が、併せて紹介受診重点医療機関となることも可能です。

＜参考＞

○ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

第三十条の三　（略）

２　（略）

七　外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項

３　（略）

第三十条の三の二　（略）

２　厚生労働大臣は、前条第二項第七号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等若しくは第三十条の十八の三第一項に規定する無床診療所の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第三十条の十八の二第一項又は第三十条の十八の三第一項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の十三　（略）

２　（略）

３　都道府県知事は、前二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する病床機能報告対象病院等に関し必要な情報の提供を求めることができる。

４　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

５　都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

６　都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第三十条の十八の二　病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの（以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該外来機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一　当該外来機能報告対象病院等において提供する外来医療のうち、その提供に当たつて医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用するものとして厚生労働省令で定める外来医療に該当するものの内容

二　当該外来機能報告対象病院等が地域において前号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨

三　その他厚生労働省令で定める事項

2　都道府県知事は、外来機能報告対象病院等の管理者が前項（第二号に係る部分を除く。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該外来機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

3　第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

第三十条の十八の三　患者を入院させるための施設を有しない診療所（以下この条において「無床診療所」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の都道府県知事に報告することができる。

一　当該無床診療所において提供する外来医療のうち、前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療に該当するものの内容

二　当該無床診療所が地域において前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨

三　その他厚生労働省令で定める事項

2　第三十条の十三第三項及び第四項の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは、「無床診療所」と読み替えるものとする。

第九十二条　（略）第三十条の十三第五項、第三十条の十八の二第二項若しくは第三十条の十八の四第六項の規定による命令に違反した者又は第三十条の十八の六第三項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

○ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）（抄）

第三十条の三十三の十二　法第三十条の十八の二第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める外来医療は、その提供に当たつて医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療その他の厚生労働大臣が定める外来医療とする。

第三十条の三十三の十三　法第三十条の十八の二第一項第三号及び法第三十条の十八の三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該外来機能報告対象病院等又は当該無床診療所による地域における外来医療（前条に規定する外来医療を除く。）の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項とする。

第三十条の三十三の十四　都道府県知事は、法第三十条の十八の二第三項及び第三十条の十八の三第二項の規定により準用する法第三十条の十三第四項の規定により、法第三十条の十八の二第一項及び第三十条の十八の三第一項の規定により報告された事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

※　法律上は、医療機関から都道府県知事にご報告いただくこととなっていますが、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）の WEB フォームから直接、報告様式に入力及び提出していただく形式となっております。

２－２．報告対象となる医療機関の範囲

１） 報告対象となる医療機関

医療機関機能・病床機能報告対象病院等（令和８年７月１日時点で一般病床・療養病床を有する病院及び診療所であって、外来医療を提供する医療機関）は、報告対象です。

ただし、医療機関機能・病床機能報告対象病院等で外来機能を有しないために回答が困難な項目は、外来機能報告項目を全てゼロで報告し、選択肢項目ではその他をご選択ください。また、報告様式の最終ページの「その他、ご報告に当たっての特記事項【自由記入欄】」に外来機能を有しない旨を記載してください。

無床診療所の報告は任意です。紹介受診重点外来を行っている蓋然性の高い医療機関にはあらかじめ報告の意向を確認しています。

２） 報告対象外となる医療機関

以下に該当する医療機関については、報告対象外となります。令和８年度医療機関機能・病床機能報告の実施依頼があった医療機関において**報告対象外に該当する場合は、別冊『G-MIS操作マニュアル』に記載の【問合せフォームの使い方】を参考に、G-MISサイトより申請してください。**

a. 特定の条件に該当する医療機関

○　刑事施設等や入国者収容所等の中に設けられた医療機関や皇室用財産である医療機関（宮内庁病院）

○　特定の事業所等の従業員やそのご家族の診療のみを行う医療機関であって、保険医療機関でないもの（地域における医療機関の外来機能の明確化・連携の推進の対象とはならないものであるため、外来機能報告を省略しても差し支えありません。）

※　一般開放している場合は、自衛隊病院等であっても報告対象となります。

b. 休院・廃院済み又は令和９年３月31日までに休院・廃院予定である医療機関

c. 令和８年７月２日以降に新たに開設した医療機関

3．報告の流れ

3－1．報告様式の種類

ご提出いただく報告様式は、「報告様式１」及び「報告様式２」の２種類です。

業務効率化等の観点から、可能な限り G-MIS 上の WEB フォームにて報告をお願いします。報告には Windows OS 搭載の PC をご使用ください。

紙媒体を希望される医療機関は、個別に申請をお願いします。

なお、決裁等のために印刷して活用いただけるよう、G-MIS 上の WEB フォームで入力した報告内容の PDF ファイルをダウンロードすることができます。詳細は別冊『G-MIS 操作マニュアル』をご参照ください。

報告様式の種類	報告項目
報告様式１	・　「紹介受診重点医療機関」となる意向の有無 ・　地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項
報告様式２（※）	・　紹介受診重点外来の実施状況 ・　地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項

※　オンライン又は電子媒体（フレキシブルディスク（FD）、光ディスク（MO）、光ディスク（CD-R））を用いて、電子レセプトによる請求を行っている医療機関では、報告様式にレセプト集計結果があらかじめ反映（プレプリント）されます。ただし、

・ 令和８年５月以降に、令和７年４月から令和８年３月診療分を月遅れ分として請求している医療機関

・ 紙レセプトにより請求を行っている医療機関

等では、プレプリントされません。

報告様式１、報告様式２の入手方法と提出方法（概要）は以下の通りです。詳細は該当ページを参照してください。

		入手方法	提出方法
G-MIS上のWEBフォームからの報告を希望する医療機関（推奨）	⇒	G-MISにアクセス 「５－１．１）G-MIS上で報告する場合」参照	G-MIS上で報告 「５－３．１）G-MIS上で報告する場合」参照
紙の報告様式を希望する医療機関	⇒	紙媒体入手希望申請書を提出 「５－１．２）紙媒体での報告を希望する場合」参照	記入済の紙媒体を返信用封筒にて郵送 「５－３．２）紙媒体で報告する場合」参照

3－2．報告における留意点

報告期間内の場合、報告様式提出後でも修正することが可能です。詳細は「5－3．報告様式の提出」をご参照ください。報告期間終了後、令和９年１月29日までに修正の必要が生じた場合は医療機関・病床・外来機能報告　問合せフォームの「１．質疑・照会」又は電話で制度運営事務局までご連絡ください。

※　同一医療機関から報告期間内に複数回の報告があった場合、最後にご報告いただいた情報を最終の報告内容とします。

１）報告様式１における留意点

報告様式１は、病院・有床診療所・無床診療所の種別によらず、共通の報告様式です。

ただし、有床診療所・無床診療所では回答が任意の項目や、医療機関機能・病床機能報告での回答により外来機能報告では省略可能な項目等があります。病院・有床診療所・無床診療所の種別によって報告内容が異なりますので、ご注意ください（詳細は「4．報告項目の概要」をご参照ください）。

また、本報告様式の報告内容について、令和７年４月１日～令和８年３月31日の１年間の状況を令和８年７月１日時点で報告することが困難な場合は、過去１年間の状況を報告する項目では、令和８年７月１日時点で「月単位」で報告が可能な過去の期間における状況についてご報告ください。

一部の報告様式１の報告項目は、医療機関機能・病床機能報告と重複しております（重複項目）。重複項目の注意事項については「5－2．報告様式の記入・不備の確認」をご参照ください。

なお、報告の際には、別冊『確認・記入要領』をご確認のうえ、ご報告ください。

２）報告様式２における留意点

報告様式２は、病院・有床診療所・無床診療所の種別によらず、共通の報告様式です。

ただし、電子レセプトによる診療報酬請求の有無によって、報告方法が異なります。

「令和７年４月から令和８年３月診療分の電子レセプトによる診療報酬請求がある医療機関」では、厚生労働省において必要な項目の集計を行い、集計結果があらかじめ反映（プレプリント）された報告様式２が、11月２日よりG-MIS上で表示される予定としています。集計内容についてご確認のうえ、必要に応じてご修正いただき、12月11日までにG-MIS上でご報告ください。

集計内容を確認した結果、**修正が必要ない場合等についても、報告は必須**です。

なお、業務委託先（株式会社三菱総合研究所）は、契約により知得した内容を契約の目的以外に利用すること、若しくは第三者に漏らしてはならないこととする契約を厚生労働省と結んでいます。

※　電子レセプトによる診療報酬請求とは、オンライン又は電子媒体（フレキシブルディスク（FD）、光ディスク（MO）、光ディスク（CD-R））で請求を行っていることを指します。

※　令和７年４月から令和８年３月診療分実績で、令和８年４月審査分までの集計結果がプレプリントされます。

「令和７年４月から令和８年３月診療分の電子レセプトがある医療機関」**以外**の医療機関は、プレプリントされておりませんので、G-MIS上のWEBフォームで直接入力し報告をお願いします。紙媒体による報告をご希望の場合は、「５－１．２）紙媒体での報告を希望する場合」を参照してください。

令和８年４月１日以降に開設された医療機関は、報告様式２「【基本情報】⑦令和８年４月１日以降に開設された場合は右の項目にチェックをいれてください。」をご回答ください。以降の報告様式２への回答は不要となります。

３－３．報告期限

報告様式１、報告様式２の提出期限はいずれも**12月11日**です。紙媒体による報告の場合も、原則、12月11日（必着）となります。

※　報告様式１は10月19日、報告様式２は11月２日より受付開始予定です。また、開始時期についてはG-MISサイトのお知らせ画面等も参考にしてください。

３－４．報告結果の公開

調査結果はオープンデータとして公開する予定です。

４．報告項目の概要

４－１．報告様式１における報告項目の概要

詳細は別冊『確認・記入要領』をご覧ください。

１）「「紹介受診重点医療機関」となる意向の有無」について

紹介受診重点医療機関となる意向の有無をご報告ください。

具体的には、以下の①～③のいずれかの外来について、紹介受診重点外来とします。

① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来

- 次のいずれかに該当した入院を「医療資源を重点的に活用する入院」とし、その前後 30 日間の外来の受診を、「紹介受診重点外来」を受診したものとする（例：がんの手術のために入院する患者が術前の説明･検査や術後のフォローアップを外来で受けた等）。
 - Ｋコード（手術）を算定
 - Ｊコード（処置）のうちＤＰＣ入院で出来高算定できるもの（※１）を算定
 ※１：6000 ㎠以上の熱傷処置、人工腎臓（慢性維持透析）、体幹ギプス包帯等、1000 点以上
 - Ｌコード（麻酔）を算定
 - ＤＰＣ算定病床の入院料区分
 - 短期滞在手術等基本料３を算定

② 高額等の医療機器・設備を必要とする外来

- 次のいずれかに該当した外来の受診を、「紹介受診重点外来」を受診したものとする。
 - 外来化学療法加算を算定
 - 外来腫瘍化学療法診療料を算定
 - 外来放射線治療加算を算定
 - 短期滞在手術等基本料１を算定
 - Ｄコード（検査）、Ｅコード（画像診断）、Ｊコード（処置）のうち地域包括診療料において包括範囲外とされているもの（※２）を算定
 ※２：脳誘発電位検査、CT 撮影等、550 点以上
 - Ｋコード（手術）を算定
 - Ｎコード（病理）を算定

③ 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来等）

- 次の外来の受診を、「紹介受診重点外来」を受診したものとする。
 - 診療情報提供料（Ｉ）を算定した 30 日以内に別の医療機関を受診した場合、当該「別の医療機関」の外来

２）「地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項」について

①　紹介・逆紹介の状況（紹介率・逆紹介率）について

令和７年４月１日～令和８年３月31日の１年間の初診患者数、紹介患者数、逆紹介患者数についてご報告ください。

なお、有床診療所・無床診療所においては、本項目は任意項目としています。

②　外来における人材の配置状況について

医師、看護師、専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師、准看護師、看護補助者、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、臨床工学技士、管理栄養士、救急救命士の「常勤・非常勤数」についてご報告ください。

専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師以外の項目については、医療機関機能・病床機能報告の報告様式１施設票若しくは報告様式１診療所票で「外来部門の職員数」を報告する場合、外来機能報告における重複項目の報告は不要です。

なお、有床診療所では、専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師に係る項目は任意項目としています。無床診療所では、いずれの項目も任意項目としています。

③ 高額等の医療機器・設備の保有状況について

CT、MRI、その他の医療機器についてご報告ください。本項目は、医療機関機能・病床機能報告の報告様式１施設票及び報告様式１診療所票で「医療機器の台数」を報告する場合、外来機能報告における重複項目の報告は不要です。

なお、無床診療所においては、本項目は任意項目としています。

④ 救急医療の実施状況について

休日に受診した患者延べ数、夜間・時間外に受診した患者延べ数、救急車の受入件数についてご報告ください。本項目は、医療機関機能・病床機能報告の報告様式１施設票及び報告様式１診療所票で「救急医療の実施状況」を報告する場合、外来機能報告における重複項目の報告は不要です。

なお、無床診療所においては、本項目は任意項目としています。

４－２．報告様式２における報告項目の概要

詳細は別冊『確認・記入要領』をご覧ください。

本報告様式の報告内容は、診療報酬上の項目に着目して設定されており、報告の対象となるのは、令和７年４月から令和８年３月診療分のレセプトです。

なお、報告様式２へのプレプリントの対象となるのは、令和７年４月から令和８年３月診療分（令和８年４月審査分まで）の外来レセプトです。

※　令和７年４月から令和８年３月診療分（令和８年４月審査分まで）の電子外来レセプトがある医療機関のプレプリントデータには、令和７年４月から令和８年３月診療分（令和８年４月審査分まで）のレセ

プトの一次審査による返戻分や紙レセプトで請求されている分、医療保険の対象でない労働者災害補償保険等での診療行為分等は含まれていません。追加で計上するレセプト件数等を含めた合計値を可能な範囲でご報告ください。

※　令和７年４月診療分より前の診療分は、令和７年５月以降審査分であっても含めないでください。

１）「紹介受診重点外来の実施状況」について

①　紹介受診重点外来の実施状況の概況について

紹介受診重点外来について、１年間の紹介受診重点外来の類型ごとの実施状況をご報告ください。

②　紹介受診重点外来の実施状況の詳細について

紹介受診重点外来のうち、主な項目の実施状況を月ごとにご報告ください。

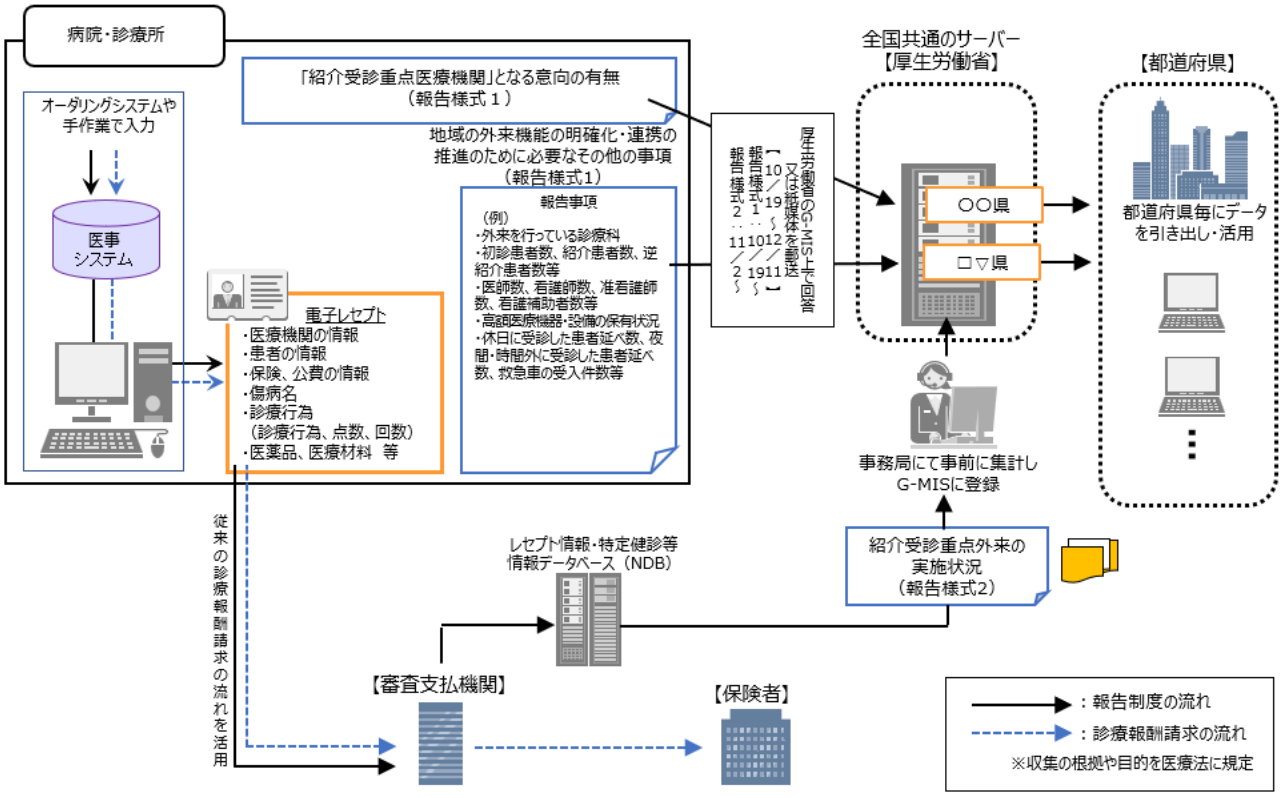
２）「地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項」について

①　その他の外来・在宅医療・地域連携の実施状況について

地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要な外来・在宅医療・地域連携の実施状況を月ごとにご報告ください。

＜参考＞

外来機能報告制度における報告・集計等の仕組み（レセプト電子申請の 医療機関の場合）



５．具体的な報告手順

５－１．報告様式等の入手

１） G-MIS 上で報告する場合（推奨）

以下に記載しているURLからG-MISにアクセスし、G-MISのユーザ名とパスワードでログインしてください。なお、詳細な操作方法については、別冊『G-MIS操作マニュアル』をご確認ください。

G-MISのURL： https://www.med-login.mhlw.go.jp

２） 紙媒体での報告を希望する場合

業務効率化等の観点から、可能な限り G-MIS 上の WEB フォームを用いて報告をお願いします。ただし、インターネット環境が整っていないため G-MIS 上の WEB フォームを用いて報告できない医療機関等、やむを得ない場合は、制度運営事務局から紙媒体の報告様式を郵送します。

紙媒体の郵送を希望される場合には、**「紙媒体入手希望申請書」の所定項目にご記入**のうえ、原則、11 月９日（必着）までに郵送又は FAX で制度運営事務局へご連絡ください（電話不可）。**提出された紙媒体の調査票を報告として受け付けます。WEB 報告に切り替えたい場合は、お手数ですが制度運営事務局へご連絡ください。**

ご連絡いただいた医療機関への紙媒体の発送は、11 月６日以降に開始する予定ですが、ご希望の受付から発送までに５～10 営業日程度の期間を頂戴する場合があります。また、報告様式２の発送は 11 月中旬以降となります。あらかじめご了承ください。

5－2．報告様式の記入・不備の確認

1） G-MIS 上で報告する場合（推奨）

G-MIS の WEB フォームを用いてご入力いただく際、報告内容の不整合等を機械的に判定し、内容に応じて警告が表示されます。警告が表示された場合は、警告内容を参考に、報告内容を修正してください。

※ 深夜２:00～５:00 はシステムのメンテナンスが行われるため医療機関機能・病床機能・外来機能報告の G-MIS 上での入力をお控えください。システムメンテナンス中に医療機関機能・病床機能・外来機能報告を入力されると入力内容が正常に反映されない可能性がありますのでご注意ください。

※ 医療機関機能・病床機能報告との重複項目について、外来機能報告の提出後にエラーが生じる場合があります。その際は医療機関機能・病床機能報告でエラーの内容を修正してください。修正されるとシステムメンテナンスの時間に自動的に外来機能報告のエラーも解消されます（外来機能報告での重複項目の修正はできません）。

2） 紙媒体での報告を希望する場合

紙媒体の報告内容に不整合等があった場合、後日、制度運営事務局から電話で確認させていただくことがありますので、控えの保管をお願いします。医療機関機能・病床機能報告と外来機能報告で重複項目の回答が異なる場合は、医療機関機能・病床機能報告の回答を正式なデータとして取り扱います。

５－３．報告様式の提出

１） G-MIS 上で報告する場合（推奨）

G-MISのWEBフォームで報告項目を入力しましたら**［報告］ボタン**を押すことで、提出が完了となります。入力が途中の場合は**［保存］ボタン**を押すことでデータが保存され、ログアウトしても情報は保持されます。しかし、**［保存］ボタンを押しただけでは報告完了とはなりませんので、必ず［報告］ボタンを押して、報告の完了を忘れないようご注意**ください。提出後は12月11日23:59まで［取戻し］ボタンを押すことで報告内容の修正が可能です。

２） 紙媒体で報告する場合

インターネット環境が整っていない等の理由によりG-MIS上のWEBフォームからの入力が困難な医療機関は、「５－１．２）紙媒体での報告を希望する場合」の方法で紙媒体の報告様式を入手し、報告内容をご記入のうえ、**紙媒体の送付時に同封されている返信用封筒でご送付**ください。ご提出いただく**紙媒体の写しは、次年度の報告開始まで各医療機関での保管**をお願いします。なお、**FAXによる報告様式の提出は受け付けておりません。**

【送付先】
〒112-8719 東京都文京区後楽一丁目１番３号　４階　サーベイリサーチセンター内
厚生労働省「令和８年度 医療機関・病床・外来機能報告」事務局

※　同封の返信用封筒に印字されていますのでご利用ください。

６．問い合わせ窓口

外来機能報告の報告作業においてご不明点等ございましたら、巻末に記載の問い合わせ窓口へ電話にてご連絡ください。電話受付時間内のお問い合わせが難しい場合、G-MISサイトの連絡フォーム「医療機関・病床・外来機能報告　問合せフォーム」にてご連絡ください。「医療機関・病床・外来機能報告　問合せフォーム」での問い合わせ方法については別冊『G-MIS操作マニュアル』に記載の【問合せフォームの使い方】をご覧ください。

なお、FAXでのお問い合わせも可能です。その場合は医療機関・病床・外来管理番号※、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ずご記載ください。

本報告マニュアル、確認・記入要領等の各種関連資料をご参照いただいたうえで、ご不明な点がある場合にお問い合わせください。問い合わせ内容によっては別の窓口の番号をお伝えしてかけ直していただく場合があります。

また、外来機能報告の対象医療機関以外からのお問い合わせには回答できません。あらかじめご了承ください。

※　医療機関・病床・外来管理番号については、本報告マニュアルとともに送付された送付状をご確認ください。

問い合わせ窓口　厚生労働省 「令和８年度医療機関・病床・外来機能報告」事務局

委託先
報告内容に関するお問い合わせ：株式会社三菱総合研究所（制度運営事務局）・・①②③
※　医療機関機能・病床機能・外来機能報告の報告方法・内容、プレプリントデータ、その他、医療機関機能・病床機能・外来機能報告制度についてはこちらにお問い合わせください。

G-MISに関するお問い合わせ： 厚生労働省G-MIS事務局・・③のみ
※　ユーザ名、G-MISの画面操作方法、システム障害発生時等についてはこちらにお問い合わせください。

① **電話（フリーダイヤル）0120-142-305［平日９:00～17:00受付］**

② **FAX（制度運営事務局専用）　03-5615-9278［24時間受付］**
FAX でのお問い合わせの際は、医療機関・病床・外来管理番号、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ず記載してください。

③ **医療機関・病床・外来機能報告　問合せフォーム（G-MIS サイトの連絡フォーム）［24 時間受付］**

※　①電話、②FAX の開設期間は令和８年９月 24 日 9:00～令和９年１月８日 17:00 です。
なお、12 月 29 日～１月４日は年末年始のため、お問い合わせ窓口を休業しております。

※　③医療機関・病床・外来機能報告　問合せフォームの開設期間は令和８年９月 24 日９:00～令和９年１月 29 日 23:59 です。

電話でお問い合わせいただく場合、音声ガイダンスが流れます。
音声ガイダンスに従い、お問い合わせ内容の番号をご入力ください。
問い合わせ内容によっては別の窓口の番号をお伝えしてかけ直していただく場合があります。

以上